

ワイズ将来構想特別委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、ワイズ将来構想特別委員会と称する。略称を将来構想委員会とする。

(目的)

第 2 条 1997 年西日本区発足以来 20 年にわたる会員減少と高齢化による衰退傾向に歯止めをかけ、発足時のワイズ力を取り戻し、更なる発展に向かっての将来構想の策定と実現を目指す活動を行う。

2. 前項の目的を達成するため、長期計画の立案と実践活動に努める。

② 関連する事業委員会・常置委員会・特別委員会の活動との協働を図る。

③ 会員に対して本委員会の活動の進捗状況の報告と協力理解を求める。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 16 条第 1 項に基づき特別委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事が任命した委員長および委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2. 本委員会の開催は、委員長および委員による通常委員会と、関連する事業委員会・常置委員会・特別委員会の委員長が参加する拡大委員会の 2 種とし、本委員会委員長により召集開催される。

3. 本委員会は、理事の承認を得て小委員会を設置することができる。

(任期)

第 5 条 委員長および委員の任期は 2 年として 3 期までの再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任年度の翌年度末までとする。

(役職委員)

第 6 条 本委員会は、次の役職を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名 書記 1 名

(役職委員の職務)

第 7 条 委員長は、本委員会を統括し委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは代行する。

3. 書記は、本委員会に関する庶務事項を執り行う。

(付則)

第 8 条 この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2016年11月5日 制定 2016年11月5日 施行